

長野県福祉サービス第三者評価基準(高齢者福祉サービス版) の改正について

地域福祉課福祉監査担当

1 改正の経過

令和2年3月31日付け厚生労働省通知「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について(以下「国通知」)が発出され、高齢者福祉サービス版の共通・内容評価基準が改定されたことに伴い、必要な改正を行う。

2 評価基準の体系と構成

(1) 評価基準の体系

共通評価基準 (45 項目)	内容評価基準 (20 項目)
I 福祉サービスの基本方針と組織 II 組織の運営管理 III 適切な福祉サービスの実施	A-1 生活支援の基本と権利擁護 A-2 環境の整備 A-3 生活支援 A-4 家族等との連携 A-5 サービス提供体制
対象：全ての高齢者福祉サービス事業所等	対象：特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(2) 評価基準の構成

各評価基準(項目)は、「評価対象」「評価分類」「評価項目」「評価細目」「判断基準」「評価の着眼点」「判断基準の考え方と評価の留意点」で構成

3 国の主な改正点

(1) 文言の置き換え

例) 権利侵害の防止等→権利擁護、外部監査等の活用→外部の専門家による監査支援等

(2) 「評価の着眼点」において項目の削除・新設

(3) 「判断基準の考え方と評価の留意点」において項目の削除・新設

4 長野県の対応

国通知における評価基準改正のとおり長野県の評価基準(共通評価基準及び内容評価基準)を改正する。

<関係資料>

- 資料 1 - 2 共通評価基準の改正新旧対照表
- 資料 1 - 3 長野県福祉サービス第三者評価共通評価基準の考え方と評価のポイント、
評価の着眼点【高齢者福祉サービス版】共通項目
- 資料 1 - 4 内容評価基準の改正新旧対照表
- 資料 1 - 5 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点
【特別養護老人ホーム・通所介護・訪問介護・養護老人ホーム・軽費老人ホーム】
内容評価項目